

島根県理学療法士会実施の選挙運動について

一般社団法人島根県理学療法士会
選挙管理委員会

本書は選挙運動に関する注意事項及び、FAQ を記載する。

特にインターネット（メール、ウェブサイト等）を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

【選挙運動について】

立候補者およびその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により嚴重注意、戒告、選挙権・被選挙権取り消しを行うことがある。

【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、インターネットを利用した場合の違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により、嚴重注意、戒告、選挙権・被選挙権取り消しを行うものとする。

【インターネット選挙運動の概要】

	候補者	有権者
電子メール	△（※）	×（※）
ウェブサイト・SNS	○	○
有料ネット広告	×	×

※電子メールを利用する場合には、候補者及び有権者によって利用範囲が異なってくる。

詳細は、「選挙運動 FAQ」を参照

選挙運動 Q & A

【共通】

Q1：選挙運動期間はいつからいつまで？

A1：選挙運動期間は、立候補者公表から投票終了日前までとする。立候補者公表前に選挙運動を行うことは、事前運動として違反となる可能性がある。また、ウェブサイトの更新は投票終了前日まで可能とする。

Q2：選挙運動は投票終了前日の何時まで？発信は 23 時 59 分で受信が翌日になった場合はどうなるの？

A2：投票終了前日までなら問題ない。受信に関しては立候補者側ではなく、有権者側の問題のため問題ない。

Q3：立候補者・有権者に限らず、誰でも電子メールを利用した選挙運動を実施して良いの？

A3：電子メールを利用した選挙運動は、立候補者のみ可能。有権者の場合は、立候補者から送られてきた電子メールを他人に転送することも禁止。

Q4：電子メールを送信する場合や、ウェブサイト・SNS を利用する場合の連絡祭の表示義務とは、こういった情報を表示すればいいの？

A4：以下に、表示例を記載する。

〈電子メール送信の場合〉

氏名、メールアドレス

〈ウェブサイト・SNS〉

メールアドレス、返信用フォームの URL、SNS ユーザー名

(情報発信者へ連絡の取れるもの)

Q5：禁止されている選挙運動はどういったものがあるの？

A5：以下、禁止されている選挙運動の例を記載する。

- ・有権者による電子メールの利用
- ・ウェブサイト、SNS や電子メール等を印刷しての頒布
- ・選挙運動期間外の選挙運動
- ・立候補者に関して虚偽の事項を公にした者

- ・悪質な誹謗中傷行為
- ・買収（立候補者のみでなく、支援者も対象）
- ・戸別訪問

Q6：なぜ電子メールでの選挙運動は禁止なの？

A6：SNSを含むウェブサイト等を利用する方法は衆人環視のもとで行われるのと比べ、電子メールは密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい傾向にあり、さらに悪質なメール（ウイルス等）により、有権者に過度の負担がかかる恐れがあるため。また、ウェブサイト等については、基本的に自らが情報を求めてアクセスすることが想定される。逆に電子メールの場合、一方的に送られてくるという性質があり、受信者に撮っては、希望しない電子メールの受信、受信料金の発送などによる負担がかかる恐れもある。

Q7：違法な文書図面の頒布や誹謗中傷がなされていることについて、誰がチェックするの？

A7：立候補者がチェックすること

Q8：業者（業者の社員）に、選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールに掲載する文案を主体的に企画作成させる場合、報酬を支払うことは買収となるの？

A8：一般論として、業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行っており、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払いは買収となる恐れが高い。

（立候補者向け）

Q1：こういった電子メール文書を送ると選挙違反になるの？

A1：以下に、文章例を記載する。

〈他の立候補者への投票阻止を要求〉

今度、〇〇選挙へ立候補した理学太郎です。同じく立候補している理学家子へは投票せず、理学太郎に投票ください。

〈立候補者以外（有権者）による電子メールでの選挙活動〉

お世話になります。理学二郎です。今度、同じ職場の理学太郎が〇〇選挙へ立候補しました。理学太郎へ投票し、当選させましょう。

〈選挙運動期間外の選挙運動〉

本日から〇〇選挙が開始されました。ぜひ理学太郎へ一票をお願いします。

〈選挙運動用電子メールを送信してもいいか同意を得る前の送信〉

この度立候補した理学太郎です。応援よろしくお願いたします。つきましては、選挙運動用電子メールを送ってもよろしいでしょうか？

Q2：電子メールは誰に送っていいの？

A2：電子メールを送信できるのは、事前に選挙運動用電子メールの送信に対して同意をした者のみ。送信を拒否された場合は、送信することができない。SNS などのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」に該当するため、利用可能である。

Q3：選挙運動で送った電子メールは、すぐに削除していいの？

A3：電子メール送信者には、一定の記録保持義務があるため、3ヶ月以上送信したメールを保持する必要がある。

Q4：ホームページや SNS を利用するときには何を注意すればいいの？

A4：アカウントの乗っ取りや利用規約の違反による利用停止などに注意が必要となる。
アカウントが凍結されると、その間、更新ができなくなる

Q5：選挙運動用電子メールで自分以外の候補者を応援することはできるの？

A5：電子メールを送信できるのは、自らのための選挙活動である場合に限られるため、できない。

Q6：候補者自身が投票依頼文書を郵送した場合はどうなるの？

A6：通常ハガキまたはビラのみ頒布可能。ただし、他候補者への誹謗中傷・虚偽事項・利益供与・利害誘導などの記載をすると違反となる。

Q7：電話で投票依頼してもいいの？

A7：選挙運動期間中は自由に行うことができる。

Q8：動画を撮影して、動画サイトへアップしてもいいの？

A8：動画サイト等へアップすることは問題ない。

(有権者向け)

Q1：候補者以外（有権者）が違反とは知らずに善意で投票依頼（文書等）を送ってしまった場合、候補者への連座制が適応されるの？

A1：投票依頼を送ることに关しては直接連帯して責任はない。しかし、立候補予定者と一定の関係にある人が買収などの悪質な選挙違反を犯した場合、候補者がその悪質な行為に関わっていなくても、選挙の当選が無効になる。

Q2：選挙運動用の電子メールは、知り合いに転送してもいいの？

A2：電子メールを転送する行為は、新たな送信行為となるため、選挙運動用の電子メールを送信できる候補者以外は、電子メールを転送できない。